

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、電子契約システム対象案件です。

発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

なお、本業務は入札手続きの合理化を図るため、入札契約手続きの一部の窓口について分任支出負担行為担当官とは異なる事務所に集約化を行う「事務集中化の対象業務」です。

令和7年5月20日

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局

兵庫国道事務所長 南 知之

1. 業務概要

(1) 業務名 兵庫国道事務所庁舎改修設計等業務

(2) 業務内容

本業務は、兵庫国道事務所庁舎の改修設計(実施設計)を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日

(4) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価する業務である。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、下記（１）に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記（２）に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体のいずれかであること。

（１）単体企業（組合を含む）

（a）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

（b）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

（c）近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

（d）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

（e）参加希望者は代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムからダウンロードした当該業務の説明書及び設計図書等（以下「説明書等」という。）に基づき資料を作成すること。

ただし、電子記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を下記5.（１）に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより電子データの交付を受け、資料を作成した者も可とする。なお、「返信用封筒」は簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼付すること。（以下、同じ）また、「郵送」は、郵送（書留郵便に限る）または託送（書留郵便と同等のものとする。）によるものとする。

（以下、同じ）

（f）技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（g）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（h）本業務に設計共同体として資料を提出した場合、その構成員は、単体として資料を提出することはできない。

（２）設計共同体

上記（１）（a）から（g）まで（ただし、上記（１）（e）については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示（設計共同体）」（令和7年3月31日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 配置予定の技術者の資格

(2) 配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の技術者の資格

(2) 配置予定の技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、技術者表彰の有無、C P D

(3) 業務の実施方針及び手法

業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針の妥当性、評価テーマに対する技術提案

(4) WLB(ワーク・ライフ・バランス)関連認定制度

5. 手続等

(1) 担当部局 〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11

近畿地方整備局 総務事務センター 兵庫分室

電話：078-393-0200 Mail：kkh-hb-hyogo-gyoumu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書等を電子入札システムにより交付する。

(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、手続開始の公示日から令和7年5月30日(金)までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、8時30分から18時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R等)を下記(b)に持参又は返信用封筒を添えて電子記録媒体を郵送することにより、電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し込みを行った上で、以下の場所、期間にて交付する。

(a) 交付期間：手続開始の公示日から令和7年5月30日(金)までの休日を除く毎日、9時30分から16時30分まで。

ただし、最終日は12時00分まで。

(b) 申込先及び交付場所：

担当部局 〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11

近畿地方整備局 総務事務センター 兵庫分室

電話：078-393-0200 Mail：kkh-hb-hyogo-gyoumu@gxb.mlit.go.jp

(c) 交付申込期限 令和7年5月30日(金) 12時00分まで

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

令和7年5月30日(金) 12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.

(1)の担当部局に提出すること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

令和7年6月27日(金) 12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記5.(1)の担当部局に提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務における契約保証金は納付する(保管金の取扱店 日本銀行神戸中央代理)。
ただし、利付国債の提供(取扱官庁 近畿地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 近畿地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有(兵庫国道事務所庁舎改修設計 設計意図伝達業務)

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。

(6) 上記2.(1)(b)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記5.(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。